

## がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

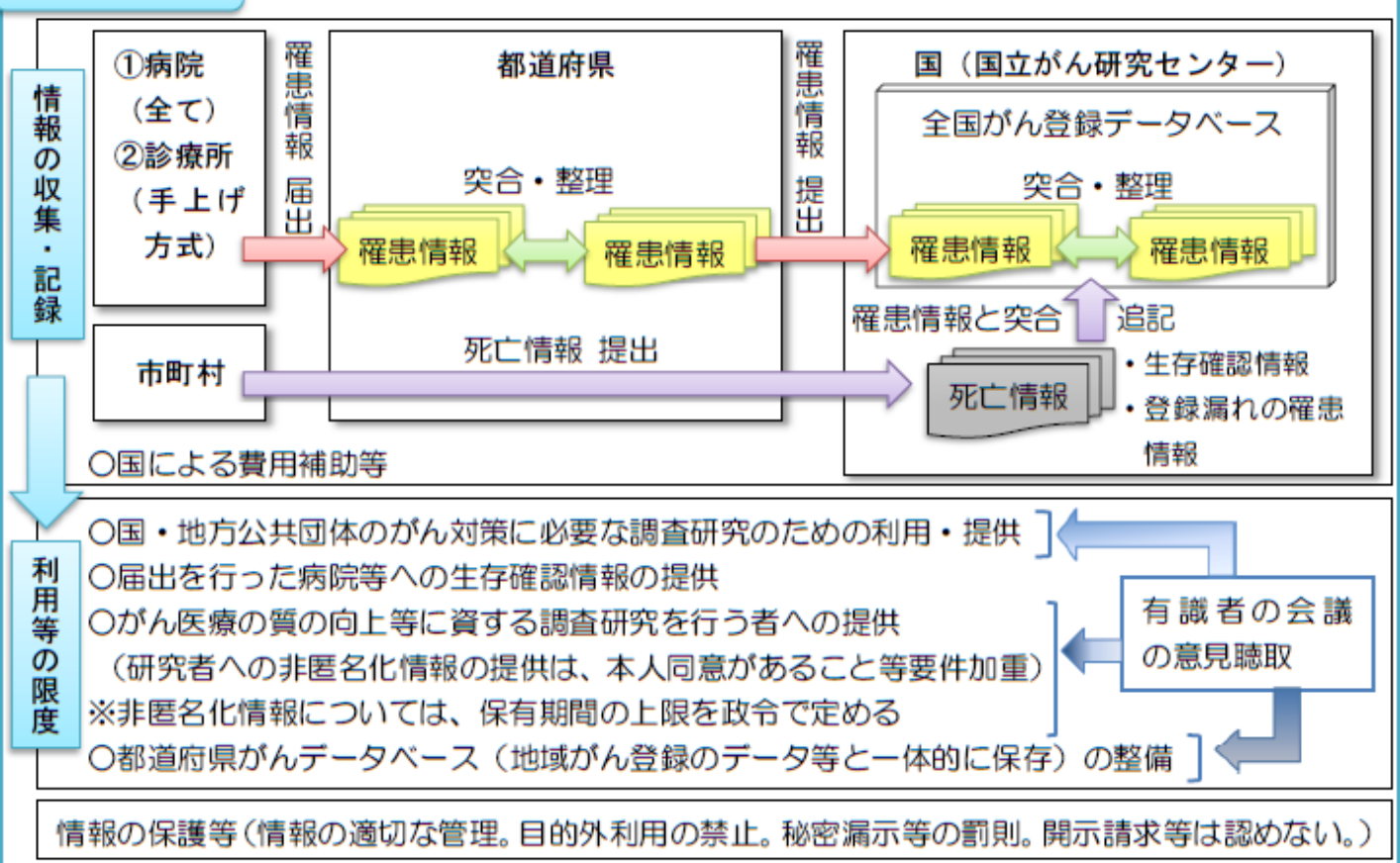
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

# 長野県がん登録情報の利用及び提供に関する取扱規程の概要

## 目的 (第1条)

がん登録等の推進に関する法律及び長野県地域がん登録事業実施要綱に基づく情報の利用及び提供、保護等について、法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定める。

## 情報の利用及び提供 (第3条)

利用者	利用目的	利用情報
県若しくは県立病院機構又は当該受託者及び共同研究者	がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究	都道府県がん情報及び当該特定匿名化情報並びに地域がん登録情報
市町村若しくは地方独立行政法人又は当該受託者及び共同研究者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究	当該市町村に係る都道府県がん情報及び当該特定匿名化情報並びに地域がん登録情報
届出医療機関	院内がん登録その他がんに係る調査研究	当該医療機関からの届出に係る都道府県がん情報及び地域がん登録情報
がんに係る調査研究者	がんに係る調査研究	都道府県がん情報及び地域がん登録情報並びに当該匿名化が行われた情報

## 利用及び提供項目 (第4条)

届出医療機関、患者、腫瘍の種類、診断情報、進行度、初回治療、生存確認情報

## 倫理審査 (第5条)

疫学研究に関する倫理指針に基づき倫理審査委員会の意見を聴取（届出医療機関を除く。）

## 利用及び提供手続 (第6～11条)

	利用者	知事	信大附属病院長
申請	がん登録情報提供申請書	がん登録情報提供(不)承認(通知)書 がん登録事業推進委員会	
依頼	がん登録情報提供依頼書 がん登録情報受領書		がん登録情報
変更	がん登録情報提供変更申請書	がん登録情報提供変更承認書 がん登録事業推進委員会	
廃棄	がん登録情報廃棄報告書		
報告	がん登録情報利用成果報告書		

※ 届出医療機関にあつては、「依頼」及び「廃棄」に係る手続のみ適用する。